

外ヶ浜町保育の認定及び利用者負担額算定に関する事務取扱

この要領は、保育の認定基準及び利用者負担額（以下「保育料」という。）の算定に関する事務を円滑かつ適正に実施するため定めるものである。

○保育の認定について

「外ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に規定する保育の実施基準に基づいて行う保育所等への入所の承諾にあたって、適正公正を期するとともに入所の統一性を確保するため、具体的な保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

- 1 保育の認定基準は入所を希望する児童の父母の状況が別表一「外ヶ浜町保育の認定等基準表」（以下「基準表」という。）のいずれかに該当する場合、保育所等の入所を承諾することができる。
- 2 入所の承諾にあたっては、「基準表」に基づき保護者等から事実を確認できる書類等を徴しなければならない。
- 3 入所の承諾方法は、申込者全員を第1希望の各保育所等にあてはめ、定員を超えた保育所等についてのみ選考を実施する。
- 4 選考方法は、「基準表」の指数の高いもの及び家庭環境その他の状況を十分勘案し、入所を承諾する。
- 5 入所の承諾は、課長、課長補佐及び担当者からなる入所承諾会議において、「基準表」に基づき審査し、その結果により町長が承諾するものとする。

○保育料算定（家計の主宰者の認定）について

「児童福祉法による保育所措置費国庫負担金について」の一部改正(平成3年4月11日付け厚生省児童家庭局長通知)により、徴収基準額の算定における世帯の階層区分認定にあたっては、入所児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(「家計の主宰者」である場合に限る。)の全てについて、それらの者の課税額の合算額により行うこととされ、「家計の主宰者」は、H3.3.28 付け厚生省の事務連絡により『(1) 保育所入所児を所得税の算定上扶養控除の対象にしているか(2) 保育所入所児を健康保険等において扶養親族としているか(3) その世帯において最多収入、最多納税の者であるか等を総合的に勘案して判断されたい。なお、保育所等入所児のいる世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められる場合においては、祖父母は「家計の主宰者」とはならないものであること』とされている。

これに基づき、「外ヶ浜町特定教育・保育施設等の利用者負担金徴収に関する規則第2条」による保育料の算定における「家計の主宰者」の取扱い、及び「世帯階層区分認定基準」は次のとおりとする。(別表二を参照のこと。)

【基本的な考え方】

父母は如何なる場合でも課税額を合算するが、父母に「家計の主宰」として認めるほどの収入がない場合は、それ以外の同居する扶養義務者(直系血族)を「家計の主宰者」とする。

※祖父と祖母の収入が同程度であっても、「家計を主宰する者は一名」であるため、どちらか一方を「家計の主宰者」として認定すること。

1 「家計の主宰者」に係る取扱い

(1) 同居する父母以外の扶養義務者(直系血族)が入所児童を所得税算定上の扶養控除の対象としている場合の「家計の主宰者」は、同居する父母以外の扶養義務者(直系血族)とみなし、父母に父母以外の扶養義務者(直系血族)の課税額を加えた額を保育料算定根拠とする。

(2) 但し、上記により父母以外の同居する扶養義務者(直系血族)と生計同一とみなされた場合であっても、入所(園)希望月以降生計を維持できる程度(月額16万円もしくは年額200万円程度(児童手当、児童扶養手当、遺族年金、養育費等を含む))の収入見込みがあり、児童及び児童の兄弟(姉妹)を父母が扶養していると確認できれば、「年間収入見込申告書(様式1)」の届出により父母のみを「家計の主宰者」とする。

なお、当該年の1月1日以降に離婚・失業等により家庭状況が急激に変化した場合も同等の取扱いとする。

2 未申告により入所(園)日までに保育料算定に必要な課税額が確定されていない場合は、みなし保育料として最高額を適用し、申告後に再度算定した保育料で年度内調整をする。

3 個々の事例によるため、上記で判断しかねるケースについては実態調査等も含め総合的に勘案して判断する。

4 父母以外の直系血族が同居している世帯の「家計の主宰者」に関する取扱いについては、個別に児童台帳に認定経緯を記録保管するものとする。